

特記仕様書

1 業務委託名称等

業務名称：令和 8 年度基地内埋蔵文化財発掘調査に伴う支援業務委託

業務場所：普天間飛行場内（宜野湾市）

履行期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日

2 共通仕様書の適用

本委託業務にあたっては、本特記仕様書のほか、「発掘調査支援業務委託共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

3 特記仕様書の適用

本特記仕様書は、「令和 8 年度基地内埋蔵文化財発掘調査に伴う支援業務委託」に適用する。

4 数量等

特に指示がない限り、作業は祝日を除く火曜日から金曜日とする。その他詳細は現場説明書のとおりとする。

5 留意事項

(1) 米軍施設内への入域手続き及び行動の制限等

ア 入域パスの取得又はエスコートによる入域に備え、本業務の契約後、速やかに入域予定者の検討・決定を行うこと。

イ 米軍に提出する場合があるため、前項に加え、本業務の契約後、速やかに作業で用いる使用機器材を記載した器材リストを提出すること。

ウ 本業務は米軍基地内での作業となるため、出入門、交通規制、その他基地内における行動は、基地諸則及び調査職員の指示に従うこと。

エ 受託者は入域する車両を最小限に留めるものとする。

オ 本業務は稼働中の基地内における業務であるため、調査区以外の場所及びフェンス付近を必要時以外は立ち歩かないこと。

カ 米国及び米軍の祝日について、基地内への入域及び現地作業は実施できないものとする。

キ 基地内の施設は使用不可とし、飲料水等はあらかじめ準備した上で入域すること。

ク 基地内の火災予防並びに在来施設の保護には十分注意を払うものとし、万一不注意により破損した場合は、調査職員と協議の上、受託者の負担において早急に補修し、現状に復旧するものとする。

(2) 発掘調査に関する留意事項

- ア 調査職員の現地での指示が必要な掘削に関する作業時間は、原則的に午前9時から午後4時までとする。但し、変更の必要がある場合は、調査職員と適宜協議する。
- イ 調査現場への関係者以外の立ち入りを禁止するため、必要と認められる箇所に立入禁止の表示板・防止策等を設置しなければならない。また、必要と認められる箇所に警戒表示板・バリケード等の保安設備を設置すること。
- ウ 調査区への散水用の水及び必要な装備を準備すること。
- エ マーキングされた貴重種を伐採することがないよう、十分注意を払うこと。
- オ 必要に応じて、関係者等の会議・調整へ調査職員とともに出席すること。また、関係資料を作成し提出すること。

(3) 環境整備等に関する留意事項

- ア 電気・水道は発電機、水タンク等により、自前で確保すること。

6 現場事務所の設置

- (1) 米軍から許可された場所に現場事務所を設置する。その規模は調査職員等を含めた業務規模にあわせたものとし、受託者と調査職員の事務所は、間仕切り等にて区切り、出入口も別とすること。
- (2) 仮設トイレは現場仮設事務所の設置場所の他、調査区に近接した場所にも2台（男女用各1台）設置すること。なお、設置場所については、調査職員と協議の上、決定すること。
- (3) 遺物及び道具類保管のための倉庫を設置すること。
- (4) 現場仮設事務所及び倉庫の防犯対策などについて、調査職員と協議の上、必要な措置を講ずること。
- (5) 仮設事務所の設置及び撤去にあたりクレーン車を使用する場合は、米軍に事前に申請が必要となるため、速やかに使用機材を掲載した書類を作成すること。
- (6) 現場仮設事務所の規模、備品については、調査職員と協議の下で決定すること。

7 成果品の検査とその予定日

共通仕様書の第8条に挙げる成果物の検査を、令和9年3月26日に行うものとする。ただし、受託者が上記の予定日以前に検査を希望する場合は、委託者と協議の上、別日を設定することができる。

8 その他

受託者は、直接現場の仮設事務所に集合した上で、発掘調査現場に集合すること。